

議 長

続いて、圓山議員の一般質問を行います。8番圓山議員。

8番

失礼致します。通告順に従いまして一般質問を致します。

圓山議員

不在地主の所有する、家屋・山林の管理責任は、役場はこういう状態をどういうふうに考えているのか、という事をお尋ねするものであります。内容につきまして、不在地主の質問は今回を含めて大方3回目になるかと思いますが、個人の財産に対して、とやかく言うものではありませんが、明らかに危険家屋と判断できるもの、又は山林に関しても明らかに無管理で地域にまた、近隣、公共に迷惑を及ぼすものに対して何らかの指導を求める。5月の新聞報道にありました日南町の記事が掲載されていましたが、まさに川本町も同じであると感じております。

2番目に、庁舎内の禁煙に対する処置、これは適切であるか、どうかという事を尋ねるものであります。時代の要請でしょうか、嗜好品という見解、解釈ができないのは、他人に対しての迷惑行為なのかおおよその意見はあると思いますけども、今までの分煙という形で何故いけないのかを尋ねるものであります。以上、よろしくお願い致します。

議 長

それでは、圓山議員の質問のうち1項目めの「不在地主の有する、家屋・山林の管理責任は、役場はこういう状態をどう考えているのか」に対する、答弁をお願い致します。

番外木村総務財政課長。

番外木村総  
務財政課長

それでは、圓山議員の「不在地主の所有する、家屋、山林の管理責任は！について」のご質問にお答えを致します。

議員ご指摘のように、川本町は人口の減少が依然として続いており、空き家や管理者が不在となっている農地や山林等が増加している状況にあります。特に空き家につきましては、管理が行き届かない状況が続けば、倒壊の危険が増大することとなります。場合によっては犯罪等の恐れもあると考えております。又、小・中学校の通学路に面する場合につきましては、小・中学生への危険が増すことも考えられます。町といたしましては、現在、定住促進を推進するため、空き家バンク等に登録をしていただき、活用を図っているところでございますが、空き家すべてを登録していただくことにはならないのが現状であります。現在すべての空き家について老朽化等の調査は実施していない状況にあります。又、空き家や土地につきましては、個人の所有物であり、原則、所有者の方に管理をしていただくことになると考えております。こうした中、全国的には景観対策や防犯、安全安心の視点から、空き家等の適正管理に関する条例等を整備するところもあります。今後、町としましても、空き家などの現状について把握を行い、適正管理に関する条例等の整備やこれに伴う管理の検討を進めてまいりたいと考えております。

議 長

ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員

そういう観点からいろいろな条例を整備していただくというのは、大変に望ましい事だと思っております。ただ実際問題、今現在ある中で危険家屋、三原の地域もあります。公道に面しててガラスが割れている、はたまた屋根の瓦が落ちている。実際にこれは事故に繋がらないと手が打てないのか。その瓦が落ちて車に当たって事故になる、となるといろんな対処の仕方があるんでしょうけども、事前に明らかに想定出来ないものについて近隣の自治会長さんなり関係者が「善意で何とかしなさいや」と言うのですが、その場合、家主さん地主さんは「放っておいて下さい」と、いろんな事を言われるんです。そういう場合に行政の方からもっと強い指導が出来ないのか。おそらく川本の町の中でもあったと思います。駐車場の中に釘のついた板が飛んできてパンクした。これは偶々、大方あそこのだろうから電話をして松江の方から家主さんに帰っていただいて、解決したという事例があると思います。同じように、まだまだいろんな問題が起こる可能性のあるそういう家屋、それに対して何かもっと法的に、これは危険家屋だからこうしなさいという指導をする事が出来ないのか、という事なんです。もうひとつ同じように山林等々に関しても公共に隣接している山林、公道に出ている山林・流木そういう物に対してももう少し管理をして下さいという事が出来ないのか。それから完全に不在になる場合、それはおそらく町民生活課の方では分かると思います。死亡届を出して、この家はもう人は住まないのだと。それでそういうふうな住まない人、都会にはいるんだけども田舎の財産は管理出来ない、そういう方に対してそういう方の思いは「山も畑も、みんな町に寄附したいわ」という人が中にあっても「はい、それでは町が寄付行為を受けましょう」という事は出来ないと思う。ならば、何らかの外郭団体でそういう事を受け入れて処置する方法も出来るのではないかと。何とか公社とか、それは方法論としては有り得るかなと思うのですが。それでその為に嘗ては宅建の資格までトライされたのですが、そういうものまであれば或る意味でお世話をする事は出来ると思うんです。山林の売買のお手伝いをする、要らなくなった空き家を斡旋する、というような事をいろんな形でお手伝いをしていく方法。個人と個人がやるのではなくして、今現在、役場が間に入ってする事は出来ないだろうか。嘗て定住コーディネーター、空き家コーディネーターいろんな形の肩書きがあったと思います。その地域に空き家が何軒有るか調べて、これは貸し出しをする事が出来るかどうかまでを調べたり、そういう方もいらっしやったと思いますが、その中に実際どれほど登録されて何軒消化されたのか。三原でも何人もそういう方が入っておられますが、実際に売買された件も1件、私は知っております。いろんな意味で近隣への迷惑にならないような形で整理がされていくのが一番望ましいんじゃないかと。まあ三原に限らず、この弓市、住宅の密集地でも同じだろうと思いますが、事件に遭って事故になってからでないと整理が出来ないというのは、ちょっと悲しいか

8番  
圓山議員

など思っております。それでこの記事を出すのが良いのかどうか分かりませんが、偶々この日南町の空き家条例という条例が出来たんでしょうね。そういう形で解体する場合には一部解体費は30万を上限として助成をするとか、更地で課税額が6倍になると、こういう事はやっぱりいろんな問題があるんじゃないかと思うのですが。実際に川本町も建物を解体して更地にした場合は固定資産税というのは6倍になるのですか。それから今現在解体費は助成というような事は川本では出来ないと思いますけれども、場合によってはこういう事をしてでも地域の安全の為に今、課長さんが仰ったように空き家があるという事は場合によっては犯罪の要因になったり、動物の住処になったり決して良い事ではないと思います。はい。

議 長

番外木村総務財政課長。

番外木村総  
務財政課長

ありましたように特に街中等につきまして、今、倒壊の恐れがあるとかガラスが通学路に落ちるといふ事案も実際に発生をしております。それにつきましては所有者なり所有者の家族の方ですね、これに対応していただいて今その修繕をしていただいたというところをやっているところでございます。そういう物件が有りましたらその家族の方なりに連絡を取って一応修繕をしていただくという事で今、対応をしているところでございます。

議 長

よろしいですか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員

実際にそういうふうには危険家屋と見なされる所がありましてね、その家族に連絡を取って対処してもらえない、こういう実例があるんです。これは課長さんに言ったら対応してもらえますか。というふうに、それはやっぱり強く言えるものがそこには全く放置されている場所は何軒もある。家屋・山林・墓地も然りですね。放置されている墓地が、そこには責任者がみんないるんですよ。責任を全うして下さい、っていう事を言える条例とか、だから環境保全条例とかいろんな条例が有れば良いですが、川本町はそれが有りませんから。そういうふうな条例を作るということまで考えていただきたい。それともうひとつ左田野課長にお願いしたいのは、その空き家を完全に把握をして、これは町民生活課も併せてやれば出来ると思います。その中で一時預かるって言うんですかね、自分は要らないんだと町に寄附したいという方が、おそらくいらっしゃると思いますよ、山林にしても。ところが町が山林を寄附をしてもらうという行為が出来ない、ならばその方法論も考える必要性があるのではないかと。一旦は外郭団体で受けて、その物を処理をしていくとかね。出来るだけそういうふうな不在地主、誰も居ない空き家、いろんな形で解決をしていただきたい、というのはお願いであります。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野  
まちづくり  
推進課長

ご指摘の件で幾つかあると思うのですが、1つは先ほど空き家の把握の話がございました。ちょっと正式名をど忘れしておりますが、空き家の調査を以前いろいろ各地域ごとでしていただいた事がございます。ただこの時点では、あくまで利活用を目的にしております、空き家は上げてはいただいているのですが、例えば今、議員ご指摘の中には倉庫であるとか、そういった家屋でない部分も対象になってこようかと思えます。そういった部分については全く先般の以前のところでは対象としておりませんので、これからこういった対策を考えていく時には、そういった部分も含めた事を調査なりしていけないといけないのだろうと思っております。又、条例につきましては先ほど木村課長の方からもございましたが検討は進めているところでございます。これにつきましても条例としては一本かなとは思いますが、法律面でも先ほど議員のご指摘の中にもありましたが道路に関するものもあれば、多面的にいろいろなところに関わるところがありますので、関係する法律もいろいろなところに関わると思っておりますので、そういったところでこういった場合には何処が担当するのかとか、こういった事が想定されるのかとかもある程度、作った以上は準備した上でと思っておりますので、そういった研究もした上で遅くない時期にどうにか提案出来たらという事は内部的には思っております。ただそういった中で先ほど山林とか農地の話までいきまして墓地の話まで出されて、そこらが全て網羅出来るかというのはちょっとそこまでは想定しておりませんでしたので、そこは研究させていただくとして、対応出来るかどうかは分かりませんが、いろんな問題があるというのはご指摘のとおり分かっておりますので、どうにか景観とかこれからの事を考えたものを条例については整備していきたいと思っております。又、受け皿につきましては、ちょっとなかなかそこまで案がありませんが、ご指摘の点については何か方法がないかは検討はさせていただければと思っております。

議 長

はい、再質問はございますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員

先般、住民の方からそういう質問がありました。問い合わせがありました。自分はおそらく川本町には帰らないだろうと、それで自分の家は空き家になる。更に山林も少しではあるけども有る。畑も有る。要はこれは要らないんだと。隣の人に上げると言っても隣の人も要らんと。これはかえって町に寄附したいんだが町は寄附を受け取ってくれないだろうか。おそらくそれは無理でしょう。そうすればその人は要らない物を持ったまま都会で生活をする。だから今は家だけでなくして山林とか畑も何らかの形で整理してあげれば、綺麗になるんですよ。それで今、仰ったように山林も畑も合わせてそういう相談があった時には役場はやっぱり返事をしてあげなくちゃいけないのではないですかね。そういうふうに町民から聞かれた場合は、今現在は何もありませんと。その財産はそのままにしておいて下さい。では不親切ではないで

8番  
圓山議員 　　すか。こういう形で、それは問題は整理出来ますとかね。おそらく今直ぐでも3軒、4軒そういう案件出せますよ。はい、ですからそういう意味で建物だけではなくして、山林・農地も含めて何らかの形で。農地に関しては白紙委任というのがありましたよね。それはその条件に合うかどうか分かりませんが、そういう委任する行為があるんだったら、それも1つの解決する方法だろうと思いますけども、これは農地というのは台帳だけの事で現状はもう荒廢地だというものかも知れませんが、何れにしても帳面上に残っている物を何らかの形で整理をしたいという思いを持った住民がいらっしゃいます。

議　長 　　番外木村総務財政課長。

番外木村総  
務財政課長 　　すみません、今のところ全てのものに対して処分と整理をするというのはちょっと有りませんので、今後の中で検討をしていきたいという事で思っております。

議　長 　　再質問ありますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員 　　現段階の解決という事が無理という事であれば、出来るだけ速やかにそういう団体、外郭団体なりを作る事で対応していただきたい。更にはその条例も作っていただけるなら作っていただきたい、という事は町全体のおそらく環境整備にも貢献出来る行為であろうし、安全面でも対処できる方法であろうというふうに感じます。終わります。

議　長 　　以上で、1項目めの「不在地主の有する、家屋・山林の管理責任は、役場はこの状態をどう考えているのか」の質問を終了致します。

々 　　次に、2項目めの「庁舎内禁煙に対する処置は適当か尋ねる」に対する、答弁をお願い致します。番外長田健康福祉課長。

番外長田健  
康福祉課長 　　それでは圓山議員の、「庁舎内禁煙に対する処置は適切か」とのご質問にお答え致します。

受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条におきまして「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と、されております。多数の者が利用する施設を管理する者に対して、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課し、国民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進することとされております。又、平成22年厚生労働省保健局長通知において、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性が示され、多数の者が利用する公共的空間に

番外長田健  
康福祉課長

については、原則として全面禁煙すべきである。一方で全面禁煙が極めて困難な場合等においては、施設の利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとされております。こうした状況の中、「たばこの煙のない施設拡大事業」の取り組みを進めている大田圏域健康長寿しまね推進会議の昨年度の資料によりますと、郡内の役場庁舎建物内禁煙を実施していないのは川本町のみであり、推進会議の構成員として本町も、受動喫煙防止に向けて、積極的な取り組みの推進が求められたところでございます。

受動喫煙防止対策について、閣議決定された「新成長戦略」や、「がん対策推進基本計画」、平成25年度から開始される「健康日本21」において、「受動喫煙の無い職場の実現」や、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、対策の徹底が求められているため、今年度から庁舎につきましては、建物内禁煙としたところでございます。今後は、西公民館、北公民館においても建物内禁煙に取り組んで行く予定としておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

議 長

再質問ございますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員

いやぁ大変に長い説明でございました。ある日、来てみたら庁舎内禁煙。いつ決まったのか知りませんが、というのが現状でありました。課長さんが替わるとコロッとそういう事が変わるのかなと、まぁそれはそれでよしとして。上から言われれば従わなくちゃいけない、というのが公務員であろうというふうに思っております。ただ「駕籠に乗る人、担ぐ人」という、ことわざがありますが、皆さん方、駕籠に乗っているばかりでなくて、偶には担ぎ手にまわる。はたまた、その担ぐ人の草鞋を作る人っていうのが世の仕組みだろうと思っております。全員が駕籠に乗る人ばかりじゃありません。駕籠を担ぐ人もあります。その草鞋を作る人もあります。その庁舎内、川本町だけはどうも未だ禁煙になっていなかったと言われますけども、それは原則論ですから可能な限り私は従来の分煙でも良いんじゃないかと。近隣の町村でという事は言いたくありませんが、何らかの形で議会中の対策とかされている町村が私は多いというふうに、私は認識をしております。60過ぎた人間が3階から1階まで、いちいち5回も6回も上がったたり下ったり、これは大変な事です。或る意味では私はこれはイジメかなと思っております。ちょっと綺麗事を言ったらハラスメントかなと思っております。そういう意味でやっぱり出来る限り原則論は分かります。分かりますが、そのエリアを何とか作っていただきたい。昔の「ことわざ」じゃありませんけど、「馬鹿と煙は放っておいても上へ上がる」って言いましてね、1階で煙を焚けば3階まで上がってくるんですよ。やっぱり煙はいけないって言うんだったら、3階で焚いても良いと思うんですよ、如何でしょうか。

議 長

番外木村総務財政課長。

番外木村総務財政課長

やはり先ほど健康福祉課長が申しましたように、受動喫煙、特に庁舎につきましてはお年寄りから赤ちゃんまで皆が出入りされる所でございますので、やはり煙の無い施設として対応をしていきたいという事をお願いをしたいところでございます。屋上につきましては今、太陽光等との発電の施設も設置しているところございまして、現在、危ないという事で鍵も掛けている状態でございます。それとこの建物自体も結構古くなっておりまして防災シート等につきましても破れば又、雨漏り等も出てくるという事を考えておりますので、今、作りました1階の方でお願いをしたいという事でありませぬ。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員

ある市長さんが、「公務員は最大のサービス業である」というふうに仰いました。これは誰に対するサービスなんですかね。当然、嫌煙権もあります愛煙権もあります。町民全体に対するサービスというならば片手落ちって言う事は絶対有ってはならない。庁舎内禁煙、これはしょうがないですね。上から言われればそうですね、従わなくちゃならないのが公務員。されとて最大のサービス業っていうのだったら、町民に対するサービス。それも煙草を絶対吸っちゃいけないって言うのだったら、東京の千代田区でしたかね、あそこは全部禁煙なんですね。新たに別に民間にお願いをして喫煙場所を作っているんです、予算を付けて。何か無駄だなと思うのですが。その時の意見の中にもありました、もう煙草を売る場所を無くせ、その禁煙区域からね、そういう意見もありました。ひいて言えば煙草を作るのを止めたらどうだと、煙草の葉っぱを作るのを止めよう、これを邑南町あたりに行って言うて下さい。煙草の葉っぱを作るのを止めようじゃないかって。やっぱり駕籠を担ぐ人も、その草鞋を作る人もいるんです。という事は、考えたらもっと温もりのある措置を取っていただきたい。以上です。終わります。

議 長

質問を終わるだけですね。

(「回答は、いいです」の声あり)

はい、分かりました。

これもちまして、圓山議員の一般質問を終了致します。

々

以上もちまして、本日の議事日程はすべて終了致しました。

なお、明日19日の本会議は、午前9時30分よりの開会となります。

々

本日は、これをもって散会と致します。

それでは皆さん、ご苦労様でございました。

(午前11時34分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣繁 が記載したもので、その内容におい

て、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員